

紀伊地域半島振興計画 (案)

三重県・奈良県・和歌山県

目 次

第1 基本的方針

1 地域の概況	1
2 現状及び課題	3
3 振興の基本的方向及び重点とする施策	4
(1) 基本的方向	4
(2) 重点とする施策	5
4 振興に関する目標	10
5 計画期間	10
6 計画の達成状況の評価	10

第2 振興計画

I 三重県地域

II 奈良県地域

1 交通通信の確保	11
(1) 交通施設の整備	11
(2) 地域における公共交通の確保	13
(3) 通信施設の整備等	13
2 産業の振興及び観光の開発	14
(1) 農林水産業の振興及びその競争力の強化	14
(2) 地域資源等の活用による産業振興等	17
(3) 観光の開発に関する基本的な事項	17
3 就業の促進	19
4 水資源の開発及び利用	19
(1) 水資源確保対策	19
(2) 水資源の利用	20
5 生活環境の整備	20
(1) 下水道、廃棄物処理施設等の整備	20
(2) 公園等の整備の推進	21
(3) 住宅関連対策	21
(4) 生活サービスの持続的な提供	21
6 医療の確保等	22
(1) 医療の確保を図るための対策	22

7	介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等	22
	(1) 介護サービスの確保等を図るための対策	23
	(2) 障害福祉サービスの確保等を図るための対策	23
8	高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進	24
	(1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策	24
	(2) 児童福祉その他福祉の増進を図るための対策	24
9	教育及び文化の振興	25
	(1) 地域振興に資する多様な人材の育成	25
	(2) 教育・文化施設等の整備	25
	(3) 地域文化の振興	26
10	自然環境の保全及び再生	27
	(1) 環境の保全と再生	27
11	再生可能エネルギーの利用の推進	28
	(1) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進	28
	(2) 環境保全と再生可能エネルギー導入の両立	28
	(3) 再生可能エネルギー等を活用した緊急時のエネルギー対策	28
12	国内及び国外の地域との交流の促進	29
	(1) 国内及び国外の地域との交流の促進のための方策	29
13	移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに、関係者間における 緊密な連携及び協力	30
14	半島防災のための施策	31
	(1) 災害防除のための国土保全施設等の整備	31
	(2) 防災体制の強化	32
15	感染症が発生した場合等における住民生活の安定等	33
16	生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮	34

Ⅲ 和歌山県地域

第1 基本的方針

1. 地域の概況

紀伊地域（以下「本地域」といいます。）は、紀伊半島を東西に走る「中央構造線」の外帯に属し、三重、奈良、和歌山3県の15市33町9村により構成され、関西圏と名古屋圏の2大都市圏に近く、その全域が直線距離にして、大阪から150km圏、名古屋から250km圏に含まれる地域です。

面積は約10,032km²、国土の2.7%、人口は約109万人、総人口の0.9%であり、人口の減少及び高齢化が著しく進展しています。

本地域の中央部には急峻な山脈が南北に走り、山地を流れる水系により、河川は深いV字谷を形成しています。平地の割合は少なく人口の大半は河川沿いの平野や臨海部の都市に集中し、内陸山間部では極めて人口が希薄な地域が多くなっています。

海岸線は、一部を除き、ほとんどが沈降海岸独特の複雑な形状をなし、断崖絶壁が多く、自然景観に優れているとともに、天然の良港を形成しています。

気候は黒潮の影響を受けて年間を通じて比較的温暖であるほか、年間降水量や日照時間の長さが全国有数である地域も含まれています。

このような地形と気候から、動植物相にも特性があり、多様性のある自然環境を形成し、伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園をはじめとする、多くの国立・国定公園等を有しており、生物研究などの学術研究の宝庫にもなっています。

また、水産資源にも恵まれており、尾鷲、那智勝浦等を拠点とする、かつお、まぐろ漁や、海岸部の地形的特性を利用した、まだい、はまち等の養殖も盛んです。

さらに、歴史、文化的条件からみると、古代国家の都が置かれた畿内の外縁部にあたる本地域は、古くから文化・情報の発信地であり、日本人の精神的ふるさととして、伊勢、吉野・大峯、熊野、高野など多くの信仰の聖地を有しています。世界遺産登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」は広大な範囲にまたがる歴史的資産と、人々と自然の関わりの中で培われた文化的景観が高く評価されたものであり、国内外から多くの来訪者があります。

一方、本地域は台風常襲地帯であるとともに、地勢的要因等により風水害や地震等の災害に対して脆弱であること、特に、近い将来発生するおそれのある南海トラフ地震により、甚大な被害を受ける可能性があることから、これらの災害に対する備えは急務となっています。

紀伊地域の構成市町村
三重県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
伊勢市	208.35	122,765	玉城町	40.91	15,041
松阪市	526.92	124,911	度会町	134.98	7,847
尾鷲市	192.71	16,252	大紀町	233.32	7,815
鳥羽市	107.34	17,525	南伊勢町	242.89	10,989
熊野市	373.35	15,965	紀北町	256.54	14,604
志摩市	178.95	46,057	御浜町	88.13	8,079
多気町	103.06	14,021	紀宝町	79.62	10,321
明和町	41.04	22,445	三重県小計		
大台町	362.86	8,668	6市10町	3,169.97	463,305

*松阪市は、半島振興対策実施地域のみで、旧嬉野町、旧三雲町は含まれていません。

奈良県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
五條市	292.02	27,927	十津川村	672.38	3,061
吉野町	95.65	6,229	下北山村	133.39	753
大淀町	38.10	16,728	上北山村	274.22	444
下市町	61.99	5,037	川上村	269.26	1,156
黒滝村	47.70	623	東吉野村	131.65	1,502
天川村	175.66	1,176	奈良県小計		
野迫川村	154.90	357	1市3町8村	2,346.92	64,993

和歌山県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
海南市	101.06	48,369	由良町	30.94	5,364
橋本市	130.55	60,818	印南町	113.62	7,720
有田市	36.83	26,538	みなべ町	120.28	11,818
御坊市	43.91	23,481	日高川町	331.59	9,219

田 辺 町	101.06	69,870	白 浜 町	200.98	20,262
新 宮 市	255.23	27,171	上 富 田 町	57.37	15,236
紀 の 川 市	228.21	58,816	す さ み 町	174.45	3,685
岩 出 市	38.51	53,967	那 智 勝 浦 町	183.31	14,137
紀 美 野 町	128.34	8,256	太 地 町	5.81	2,791
かつらぎ町	151.69	15,967	古 座 川 町	294.23	2,480
九 度 山 町	44.15	3,856	北 山 村	48.20	404
高 野 町	137.03	2,970	串 本 町	135.67	14,959
湯 浅 町	20.79	11,122	和歌山県小計		
広 川 町	65.33	6,781	8市20町1村	4,515.79	565,855
有 田 川 町	351.84	25,258			
美 浜 町	12.77	6,867	紀伊地域合計		
日 高 町	46.19	7,673	15市33町9村	10,032.68	1,094,153

- ・市町村は、令和7年4月1日現在
- ・人口、面積は、令和2年国勢調査

2. 現状及び課題

本地域は、急峻な山々から構成され、平地も少なく、三方を海に囲まれているうえ、幹線交通体系から遠く離れているといった条件不利性を抱えていることから、過疎化と高齢化の進行が著しく、平成27年度と比較した令和2年度の人口減少率は5.9%、高齢化率は35.3%となっており、地域社会の担い手確保と社会的サービスの維持が大きな課題となっています。

また、その地理的側面から、災害時における代替ルートの少なさやライフラインの寸断・途絶、集落の孤立など半島地域特有の防災面の課題も有しています。

一方、本地域には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする歴史・文化資源や自然、伝統、食等の豊富な地域資源があり、それらを生かした産業振興や観光・交流を一層促進していく必要があります。

以上の現状及び課題をふまえ、「自立的発展の促進」、「地域住民生活の向上」、「定住の促進等」、「半島防災」、「国土の均衡ある発展」、「地方創生」の6つの観点から、紀伊地域の半島振興に向けて取り組んでいく必要があります。

3. 振興の基本的方向及び重点の施策

(1) 基本的方向

① 自立的発展の促進

本地域の自立的発展には、住民及び定住を希望する UIJ ターン者の雇用機会の確保等を行うことが重要なため、本地域の地理的、自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備、生活環境の確保、観光交流の促進等を行い、本地域における持続可能な地域社会の維持及び形成に資する取組を推進します。

② 地域住民の生活の向上

本地域における住民の生活の安定に資するため、豊かな自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備を推進します。また、医療・介護サービス・福祉サービス等の確保、子育て環境の整備を推進します。さらに、環境負荷を低減した地域社会の実現のため、再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進します。

高齢化や人口減少が特に進展している集落においても、住民が日常生活を営むための必要な環境の維持を推進します。

③ 定住の促進等

人口減少や高齢化が進展している本地域においては、地域社会の持続性確保のためにも、移住を促進し、定住につなげていきます。また、二地域居住を行う者をはじめとする関係人口のような人材は、住民と協働することにより地域の発展につながるほか、将来的な移住者の増加につながることが期待されます。さらに、本地域への理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、本地域の産業振興及び関係人口の増加につながることから、本地域内外の交流及び連携を推進します。

④ 半島防災

令和7年4月に全面施行された半島振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第10号。以下「改正半島振興法」という。）では、目的規定に半島防災の推進が追加されるとともに、新設された基本理念で半島防災のための施策が国土強靱化の理念をふまえて着実に実施されることを旨とすることと規定されました。

また、国及び都道府県はこの基本理念にのっとり施策を実施する等の責

務を有することとされました。このことをふまえ、本地域におけるその地理的特性をふまえた防災、すなわち半島防災の推進は極めて重要です。そのため、本地域の住民及び来訪者が安心して生活や活動等を行えるよう、災害時における本地域の孤立防止に必要な防災対策を講じ、国土強靱化の理念をふまえ半島防災のための施策を着実に実施することにより、災害に強い地域づくりを推進します。

⑤ 国土の均衡ある発展

本地域は、急峻な山々から構成され、平地も少なく、三方を海に囲まれているうえ、幹線交通体系から遠く離れているといった条件不利性を抱えています。三県で連携して進める紀伊半島アンカールートをはじめとした災害に強い道路ネットワークの構築や、水資源の安定的な確保と適正な利用の推進などを通して、国土の均衡ある発展に資するものとしします。

⑥ 地方創生

改正半島振興法では目的規定に地方創生が追加されたこともふまえて、個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会の実現に向け、地方創生に係る交付金等の予算制度や特区等の特例措置を積極的に活用しながら、移住や二地域居住の促進、関係人口の増加、地域の振興に寄与する人材の確保及び育成といった施策を推進します。

(2)重点とする施策

① 交通通信の確保

本地域におけるミッシングリンクの解消及びダブルネットワーク化の実現に向けて、紀伊半島アンカールートをはじめとする高規格道路や半島循環道路の整備を三県が連携して推進します。特に、京奈和自動車道や近畿自動車道紀勢線の整備促進を図ります。また、災害時におけるリダンダンシー確保の観点から、道路ネットワークの強化や港湾・空港の耐震化などに取り組みます。

さらに、地域住民や観光客の移動手段を充実させるため、コミュニティバスやデマンド交通の導入等を推進します。

② 産業の振興及び観光の開発

本地域の基幹産業である農林水産業について、生産性向上に向けた取組を進めるとともに、本地域の特性を生かした農林水産物の高付加価値化や販路拡大、担い手の確保・育成等に取り組みます。また、生産基盤の整備

や資源の持続的な利用の確保等を推進します。

商工業について、立地環境の整備を進め、地域資源を活用した企業立地を推進するとともに、伝統産業・地場産業の振興に向けて、付加価値の高い新商品・新技術の開発や販路開拓支援等に取り組みます。

観光産業については、世界遺産や豊富な地域資源を生かした観光コンテンツの情報発信やプロモーションを推進するとともに、多言語対応を推進するなど訪日外国人旅行者に誘致にも取り組みます。

③ 就業の促進

若者や新規学卒者向けの企業説明会の開催による地域の中小企業とのマッチングの実施、本地域内企業への就職を促進するとともに、地域外からの人材流入を図るための就職セミナーを開催するなど、UIJ ターン就職の促進に取り組みます。また、移住者や二地域居住者による複業や起業の支援等も含めた多様で柔軟な働き方の促進を通じて、本地域において新たな産業や雇用を生み出す契機を提供します。

また、外国人材等の地域内企業への就職や、職場定着への支援を行います。

④ 水資源の開発及び利用

水資源の安定的な供給を図るため、自然環境の保全及び水源地域における住民生活の安定と地域の振興に配慮しながら、水循環基本計画をふまえ、水資源の安定的な確保と適正な利用を推進します。

また、水道事業については、地域住民の生活の安定を図るため、広域化や水道未普及地域の解消など、持続可能な水道事業の実現に向けた取組を進めます。

⑤ 生活環境の整備

生活環境に関する地域格差を是正し、本地域における移住、定住等の促進を図るため、増加する空き家の課題に対応し、移住者に向けた空き家の利活用や危険な空き家の除却も含めた、住宅環境の整備にかかる取組を推進します。

また、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、公共下水道施設や廃棄物処理施設の整備等に取り組みます。

⑥ 医療の確保等

各県の地域医療構想に基づき、地域医療の拠点となる病院やへき地診療所などの整備・充実など、本地域における医療提供体制の確保を推進します。特に、ドクターヘリについては相互応援協定に基づき、救急医療体制の充実を進めることで、広域的な救急医療の利便性を高めます。また、へき地医療の確保に向けて、オンライン診療等の導入を進めるとともに、医師や看護職員の確保等に取り組みます。

⑦ 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等

介護サービスを持続的・安定的に提供するために、各市町村の将来的な介護サービス見込み量に基づき、適切な提供体制を維持することにより、必要な施設・在宅サービスの確保に取り組みます。

また、介護に従事する人材については依然として不足状況が続いており、今後の要介護認定者の増加によりサービスの必要性も高まっていくことから、関係機関と連携を強化しながら介護分野への多様な年齢層・属性からの就業を促進します。さらに外国人介護人材の受入環境整備や介護テクノロジーの導入を促進し、介護人材の確保・定着を図ります。

障がい者や障がい児が慣れ親しんだ地域で安心して生活できるようグループホームの整備を進めるとともに、障害福祉サービスの充実を図ります。

⑧ 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進

医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを営むことができるよう努めていきます。

また、こどもが自分らしく健やかに育つことができるよう、こどもが安心して過ごすことができる居場所や多様な学び、遊び、体験機会の拡充に取り組むとともに、地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを進めます。

⑨ 教育及び文化の振興

学校教育において、地域課題等をテーマとした探究的な学びを充実させるとともに、児童生徒の地域活動への積極的な参加を促すことで、地域の課題を主体的に考え、解決していこうとする力や態度、地域の発展に貢献しようとする心情を育てていきます。また、全ての高校生が変化に柔軟に

対応していく力や将来への展望等を併せ持ち、社会を生き抜く資質等が身に付くよう取り組んでいきます。なお、半島地域が有する地理的な制約を解決する手段として、ICTを効果的に活用し、学習の質と機会の充実を図っていきます。

地域文化振興の基礎となる当地域の豊かな歴史的・文化的資産を継承し、その保護と活用を図ります。特に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を大切に保全し、その魅力や意義を後世に伝えていきます。また、本地域の地域特性を生かし、文化性の高い環境づくりを進めるために、地域社会や個人によって守り育てられてきた伝統文化などの担い手育成も支援します。

⑩ 自然環境の保全及び再生

自然環境の保全及び再生を進めるとともに、エコツーリズムなど、地域資源である自然環境や景観を適切に生かした利活用を推進します。

また、本地域における自然公園、自然環境保全地域などの優れた景観地や保護を必要とする地域については、生物多様性の保全とその持続可能な利用の観点もふまえ、その保全と適正な利用を図ります。

加えて、海岸の良好な景観を守り環境を保全するため、海岸漂着物対策を推進します。

⑪ 再生可能エネルギーの利用の促進

地域住民のくらしや自然環境等に配慮するなど、地域と共生しながら、風力発電、太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用等を図ります。

⑫ 国内及び国外の地域との交流の促進

本地域は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする歴史・文化資源や自然、伝統、食等の豊富でポテンシャルのある地域資源を有しています。本地域内外の民間・大学・行政等の主体が連携し、これらの地域資源を活用したイベント等を開催するとともに、積極的に情報発信を行い、国内外との交流を推進します。また、地域内外との交流等を通じて、多くの人々に本地域への理解と関心を深めていただくとともに、交流人口、関係人口の増大を図ります。

⑬ 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに、関係者間における緊密な連携及び協力

三県が連携して、WEB 媒体も活用しつつ、多様なライフスタイルにあわせた移住先の提案などの情報発信を行います。また、各県でも移住相談窓口によるきめ細かな相談対応を行うとともに、都市部で移住フェア等を実施し、移住や二地域居住の促進を図ります。加えて、移住者を受け入れる態勢や人の流れの創出に向けた市町村の取組を支援します。

また、地域内外の多様な主体と連携し、本地域の振興に寄与する人材の確保や育成に取り組みます。

⑭ 半島防災のための施策

南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、令和6年能登半島地震とその後の大雨による災害の教訓をふまえ、半島地域の安全・安心の前提となる「半島防災」と「複合災害への備え」の観点から、道路ネットワークの強化、港湾や漁港の耐震岸壁の整備、空路の活用、上下水道の耐震化、流域治水の推進等、防災・減災、国土強靱化に向けた取組を推進します。また、初動を迅速化する危機管理体制の強化や資機材の整備促進に取り組みます。孤立した地域での自立的な避難生活が確保されるよう衛星携帯電話など情報通信手段や自家発電機の整備、飲料水・食料などの備蓄確保を促進します。

本地域の広域防災拠点における物資輸送拠点や救助救出活動拠点の整備、装備資機材の充実等を行うとともに、防災関係機関や民間事業者等と連携し、より実践的かつ効果的な救助救出訓練や支援物資輸送訓練等を実施することで、大規模災害に備えた体制の充実強化を図ります。また、災害発生時に行うべき業務等を整理し、災害対応を総括的にマネジメントできる職員を確保・育成し、当地域全体の災害対応力を強化します。災害リスクが顕在化する前の早期避難を促すため、リアルタイム災害危機情報の充実も必要であり、下水道事業において最大クラスの内水に対応したハザードマップの作成・公表や避難訓練などに取り組みます。さらに、「公助」だけでなく「自助」「共助」も連携して高めることが重要であることから、自主防災組織の活性化を図るなど、地域防災力の底上げを目指します。

加えて、「半島防災に関するみえ合意」に基づき、三県相互の連携をさらに深めていくため、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた半島防災の強化に向けた一定の成果を得ることを目標に議論を進めていきます。

⑮ 前号に掲げるもののほか、半島地域の振興に関する事項

ア 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

感染症が発生した場合等においても、医療提供体制の構築、公衆衛生対策、生活物資の安定的な供給ができるように努めます。

イ 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

人口の減少、高齢化の特に進展している集落において、生活環境の維持等ができるよう、県と市町村が連携し、地域の実情にあわせた地域づくりを推進します。

4. 振興に関する目標

本計画に基づく取組を進めることで、本地域への移住、定住を促進し、各地域における転入超過率を改善させることを目標とします。

【目標項目】各地域における5年ごとの転入超過率

【目標値】

三重県地域	2025年→2030年	▲0.76%	／	2030年→2035年	▲0.63%
				(参考:2020年→2025年実績値)	▲1.55%
奈良県地域	2025年→2030年	▲4.70%	／	2030年→2035年	▲4.60%
				(参考:2020年→2025年実績値)	▲4.80%
和歌山県地域	2025年→2030年	▲1.00%	／	2030年→2035年	▲0.94%
				(参考:2020年→2025年実績値)	▲1.50%

5. 計画期間

本計画の計画期間は概ね10年間とし、次期半島振興法の改正等による半島振興計画の見直しが行われるまで存続するものとします。

6. 計画の達成状況の評価

三重県、奈良県及び和歌山県は、本計画の策定後5年経過を目途に、計画の進捗状況や計画に基づく取組の評価を行うこととします。

第2 振興計画

奈良県地域

1 交通通信の確保

紀伊半島奈良県地域（以下、「当地域」といいます。）は、交通手段の大半を自動車交通に依存している地域ですが、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、地域内道路ネットワークの形成が十分でなく、さらに関西圏や中京圏などの大都市圏との広域道路ネットワークも脆弱です。

今後、高齢化・人口減少の進展が著しい当地域が、更なる発展を遂げるためには、紀伊地域内外との積極的な交流・連携ネットワークを形成するとともに、地域の特性を生かした交流・連携を図る必要があります。

そこで当地域へのアクセスについては、紀伊半島アンカールートの一部をなす京奈和自動車道の整備が重要であるが、近年、京奈和自動車道の部分開通により、移動時間の短縮が図られているところであり、今後も残区間の整備促進を図っていきます。また、紀伊半島の内陸部への交通の中心的役割を担う五條新宮道路（国道 168 号）、奈良中部熊野道路（国道 169 号）については、特に紀伊半島大水害における被害を教訓とした防災機能の向上と地域活性化のため、早急に整備を進めていきます。

(1) 交通施設の整備

当地域の特性を活かしながら、広域的な交流・連携ネットワークの形成を図るために、県は、「奈良県道路整備基本計画（令和 6 年 10 月改定）」に基づき、県土の骨格を形成すべき特に重要な路線である「骨格幹線道路ネットワーク」整備を重点的に進めていきます。また、「新広域交通計画（令和 3 年 7 月策定）」において位置づけられた「高規格道路」である五條新宮道路（国道 168 号）、奈良中部熊野道路（国道 169 号）の未整備区間の解消や暫定 2 車線区間の 4 車線化、ダブルネットワーク化などを含めた災害に強い道路ネットワークの構築を進めていきます。同計画において、構想路線に位置づけられている東海南海連絡道については、国の「第三次国土形成計画」において、長期的視点から取り組むとされていることから、引き続き、国の動向や沿線地域の機運に注視していきます。

さらに、経済の活性化、県民の暮らしの向上や地域資源を生かした観光振興を図るため、骨格幹線道路ネットワークの形成と併せて、ネットワークからのアクセス向上、身近な生活道路の課題解決、適切な域内交通の充実等に取り組みつつ、「企業立地の支援」、「観光振興」、「まちづくり」の 3 つの明確な道路整備の目的を定め、早期に効果が得られるよう、ハード・ソフト施策を効率的かつ効果的に実施します。また、県民の生活を守り、経済生活を支えるため、紀伊半島という地形的特性に応じた道路防災機能

の向上、交通安全の確保、構造物の老朽化対策等に関する取組を推進します。

ア 紀伊半島アンカールート of 早期整備

紀伊半島アンカールートとは、紀伊半島の骨格となる京奈和自動車道、近畿自動車道紀勢線、それを結ぶ五條新宮道路（国道 168 号）、奈良中部熊野道路（国道 169 号）から形成される広域ネットワークです。このルートの整備は、紀伊半島全体にとっての道路ネットワークの代替性及び多重性を確保し、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応力の強化を図るものです。

京奈和自動車道は、関西大環状道路の一翼を担い、関西都市圏の新たな骨格を形成することで都市の再生に寄与し、関西経済の活力及び発展を支える重要な道路です。当地域内外の連携を強化するために、京奈和自動車道大和北道路（仮称）奈良 I C から郡山下ツ道 J C T、大和御所道路橿原北 I C から橿原高田 I C の整備を重点的に推進するよう、国に働きかけていきます。

五條新宮道路（国道 168 号）は、現在県で事業中の新天辻工区の整備を推進するとともに、直轄権限代行で事業中の長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、十津川道路（Ⅱ期）の整備の推進を国に働きかけていきます。さらに、残る狭隘区間や線形不良区間についても、順次整備に取り組んでいきます。

奈良中部熊野道路（国道 169 号）は、現在直轄権限代行で事業中の伯母峯峠道路、下北山村前鬼～上池原の災害復旧事業の推進を国に働きかけていきます。さらに、残る狭隘区間や線形不良区間についても、順次整備に取り組んでいきます。

イ 国道・県道等の整備

全国屈指の歴史的資産や豊かな自然環境など、当地域が誇る地域資源を活かした観光振興を図るために、国道 309 号、主要地方道大峯山公園線などの主要な観光地へのアクセス道路の整備を進めます。また、当地域の生活利便の向上や、円滑な救急搬送の確保を図るために、主要地方道下市宗楡線、勢井宗川野線などの整備を進めます。

さらに、市町村の役場は、災害時にも重要な役割を果たす拠点施設であることから、骨格幹線道路である国道 168 号、国道 309 号から役場へのアクセスとなる、主要地方道高野天川線、一般県道赤滝五條線の改良など、防災機能の向上に取り組めます。

これらの整備と併せて、交通安全施設の整備、老朽化した施設の修繕、橋梁の耐震補強や道路の法面对策等に取り組みます。

ウ 鉄道及びバス網の整備

当地域の鉄道は、地域住民の利便性の向上にとどまらず、観光客の輸送手段として、その果たす役割は極めて重要であるため、快適な利用環境整備を推進します。

また、当地域におけるバス網は、鉄道ターミナルから拠点地域などを結ぶサービスの充実に努めます。

さらに、地域の玄関口となる鉄道駅と周辺商店街との一体的な整備は、地域の魅力を高めるうえでの有効な方策の一つであるので、JR五条駅、近鉄下市口駅などの駅前広場整備の促進に努めます。

また、全国的な自動車社会の進展や沿線人口の減少に伴い年々鉄道・バス利用者が減少していますが、バス網は鉄道網を補完するとともに、地域住民の交通手段として欠くことの出来ない役割を果たしているため、地域の実情に即した路線の維持・整備を図ります。

(2) 地域における公共交通の確保

当地域は、主要な鉄道駅などからの距離が遠く、移動手段となる公共交通を確保することが必要であるため、路線バスやコミュニティバス等、利用目的や地域条件に適した地域公共交通網を構築して、通勤、通学、通院、買い物等、地域における移動手段を確保します。

また、住民団体、NPO及び民間企業等多様な主体と連携した過疎地有償運送への支援等、地域住民の日常生活に必要な通院や買い物などの移動手段を確保します。

(3) 通信施設の整備等

情報通信の手段を確保するため、携帯電話等の移動通信サービスにおいて、一部の集落生活道路や観光地等の人が集まる場所においてサービスエリア外（圏外）となる地域（不感地域）が残っていることから、現状の把握と必要な対応を通じて、格差の是正と通信環境の整備の促進に努めます。

また、高度情報化社会の進展により様々な課題に対するICTの活用が不可欠となっており、行政サービスの向上や行政運営の効率化に対するニーズも高まっています。このため、県域を結ぶ高度情報通信基盤として整備してきた「大和路情報ハイウェイ」は、光ファイバー化による通信の高速化や、災害時にも情報通信が途絶することのないよう、バックアップ回線

を確保しました。今後も信頼性の高い情報ネットワーク基盤の整備・運用に取り組むとともに、多様な通信設備の導入・活用体制の構築も視野に入れた運用を行います。

2 産業の振興及び観光の開発

当地域においては、指定されている 12 市町村のうち 11 市町村が過疎地域に指定されています。また、過疎化、高齢化の進展が著しい地域であるため、若者など地域住民の定住の促進等、地域の活性化のために産業の振興は重要な課題の一つになっています。そのために、当地域の持つ恵まれた自然とその中で育まれた歴史・文化等の資源を活かした観光産業をはじめとして、都市近郊に位置する優位性を活かした農業、基幹産業である林業など地域の活力ある産業の振興を図ります。

(1) 農林水産業の振興及びその競争力の強化

ア 農業の振興及びその競争力の強化

当地域においては、果樹農業（柿・梅）を中心に生産性の向上と産地の体制の強化を図ります。また、特産品としての薬草の生産振興を図ります。

当地域の農業生産の安定と向上を図り、新たな地域特産物の開発・育成を進めるため、地域の気候や地形を活かした「下北春まな」や「黒滝白きゅうり」、新品種の柿など特色ある農産物の生産を強化し、首都圏でのプロモーション活動と輸出拡大による流通販売の強化拡大を行います。

また、道の駅や農産物直売所などへの産地直送による域内消費の拡大や柿、茶、有機野菜などの高品質・高付加価値化、生産の高能率化を目指し、収益性の高い農業経営の確立を図ります。農業者と多様な業種が連携した 6 次産業化の推進では、例えば県産農産物を原料とした加工品の開発など、農産物の利用拡大等を進めることで農業の担い手の育成・支援を行います。

さらに、国営農地開発事業を中心に整備された生産基盤をスマート農業等の時代のニーズに合わせて更新・発展させ、地域の特産物の果樹（柿・梅）を中心に競争力の強い大規模経営を育成するとともに、農畜水産物の認証等による農産品などのブランド化を進めます。また、五條吉野広域農道などの基幹的な農道へのアクセスが容易となるよう、地域の農道網の整備を推進します。

さらに、地球温暖化に起因する気候の高温傾向や極端化、担い手減少の加速、流通チャネルの多様化等の情勢変化に対応した技術開発及び品種育成に取り組み、技術の普及促進を図ります。

県にゆかりの深い漢方については、薬用植物資源の発掘や拡大を行い、関連する商品・サービスの創出などを総合的に推進するため、生薬の分析研究及び品質評価を行います。また、未利用部位の成分分析等を行い、奈良の生薬のブランド確立を図り、県産生薬などを利用した医薬品、化粧品及び食品等の新商品開発を支援します。

近年、課題となっている耕作放棄地の発生防止と解消のための対策を推進するとともに、担い手への農地の集積を進めていきます。イノシシやシカ等の鳥獣による農作物被害は減少傾向にありますが、依然として発生しています。鳥獣の被害防止対策は、鳥獣を引き寄せないような集落づくりを基本方針としています。具体的な対応として、鳥獣害対策に取り組む指導者育成や狩猟者の確保・育成などの人材育成、里地里山等の環境整備などの生息環境管理、被害防止柵等の設置、有害鳥獣の個体調整などの対策を実施するほか、地域資源としての捕獲鳥獣の有効活用を進めます。

加えて、グリーン・ツーリズムとして、観光農園等の体験・参加型農業を推進し、都市と農山村との交流を図るほか、観光拠点施設との連携による柿、梅、茶、野菜、わさび等の販売促進により地域の活性化を推進します。

イ 林業の振興及びその競争力の強化

当地域の林業は、「吉野材」の名で知られる良質な木材を生産し、全国屈指の地位を築いてきました。しかし、近年では林業従事者の減少や高齢化など、林業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。こうした状況の中で、森林が有する「森林資源の生産」「防災」「生物多様性の保全」「レクリエーション」の4つの機能を最大限に発揮させるためには、これらの機能を適切に維持・強化しつつ、森林資源の持続可能な利用を図ることが重要です。そして、その実現に向けては、豊かな森林資源を活かした林業・木材産業の持続的かつ健全な発展が求められています。

そのため、森林環境管理を強化するため、独自の「新たな森林環境管理制度」を推進します。「奈良県フォレスターアカデミー」において森林環境管理士など、森林環境の維持向上を担う専門人材を計画的に養成することで、地域課題に即した森林管理を進めていきます。また、地域での森林環境管理の総合プロデューサーとして、県職員である奈良県フォレスターを市町村に長期派遣しています。これらの取り組みにより、施業放置林の混交林（恒続林・自然林）への誘導、担い手の育成、森林の公益的機能を持続的に発揮できる体制の構築を目指します。

また、施業放置状態にある人工林の整備や間伐を中心とした保育の継続

実施、防災力の高い混交林への誘導、皆伐後の再造林等の施業の促進を図ります。加えて、森林の健全な育成と持続的な利用を支えるため、治山事業の着実な実施とともに、林道・作業道の整備による効率的な木材搬出を行うための基盤づくりを進めます。生産性の向上と労働環境の改善を図るため、機械化を促進し、生産コストの低減、労働負担の軽減などを実現します。

林業の担い手対策としては、林業従事者の育成をはじめ、地域林業の中核を担う林業事業者の経営基盤強化、林業従事者の雇用の安定化を推進します。森林の4つの機能や森林環境管理への理解と関心を深め、森林と人との恒久的な共生に関する意識を醸成するため、森林をフィールドとしたイベントの開催や環境教育の機会づくりに取り組むとともに、これらの担い手となる人材を養成します。

県産材のブランド力向上のために、文化・歴史的背景をふまえたブランド価値の再構築と、効果的な情報発信を行います。さらに、首都圏や海外など新たな市場における販路拡大のため、県内事業者の販路の開拓支援を行います。

県産材の利用促進のために、令和6年12月に改正した「奈良県の建築物における県産材利用促進方針」に基づき、公共建築物への県産材利用の促進に県が率先して取り組みます。住宅や公共建築物、商業施設、木製品、エネルギーなど多様な分野での活用を進め、民間建築物への利用拡大に繋げていきます。

加えて、木質バイオマスの多用途利用や、木造・木質化を担う人材の育成にも取り組み、地域における木材利用の裾野を広げていきます。

ウ 水産業の振興及びその競争力の強化

豊富な水量と清流に恵まれた吉野川や熊野川におけるアユやアマゴなどの水産資源を活用した内水面漁業・養殖業を振興するため、効果的な増殖手法の普及と養殖魚の防疫体制を構築し、漁業協同組合及び養殖業者の経営の安定化を図ります。また、釣り人の誘致を推進するため、濃密放流を行う特別区域や釣り専用区の設置など魅力ある釣り場づくりを進めます。

自然環境の保全の重要性を啓発するとともに、豊かな自然環境と水産資源を活かして釣り人などとの交流を促進し地域の活性化を図ります。

(2) 地域資源等の活用による産業振興等

ア 地場産業の振興

地場産業の振興は、地域の恵まれた資源を活用し、地域住民の所得の安定、雇用の場の確保を図るうえでも、極めて重要です。

このため、当地域の特産物である柿を利用した柿ワインや柿酢の醸成をはじめ、アマゴの加工、素麺生産、未利用資源である間伐材を利用した小径木加工等、地域の技術を活用した地場産業の振興を図ります。

また、地域資源を情報発信することによる交流や、新商品・新サービスの開発を積極的に進め、地域産業の創出を促進し、地域経済の活性化を図ります。

イ 工業の振興

当地域の工業は、五條市においては、「テクノパーク・なら」、「北宇智工業団地」が整備されており、京奈和自動車道の開通等により立地条件が改善されつつあります。

工業は、若者をはじめとする地域住民の定住促進に大きく貢献するなど、雇用吸収力の面で重要な役割を果たしています。そのため、県内の高速道路網の整備が進む中で、企業の集積が期待される京奈和自動車道・御所 IC 周辺に、御所 IC 工業団地を造成し、企業立地を推進します。また、京奈和自動車道大和御所道路など、企業立地に資する道路整備を進めるとともに、環境保全にも十分配慮しながら、地域経済の活性化を図ります。

ウ 商業の振興

当地域の産業の活性化を図るうえで、商業・サービス産業の充実が不可欠です。そのため、それぞれの地域の特徴ある資源を活用した新商品の開発や商品の魅力向上、販路拡大の取組等を支援します。

また、地域商工会の育成強化などにより、地域商業の発展に努めるとともに、観光需要の進展と相まったサービス産業の充実を図るための研究等を行い、新しい産業機能の育成、誘致を図ります。

(3) 観光の開発に関する基本的な事項

ア 拠点施設の整備及びネットワーク化の推進

「なら食と農の魅力創造国際大学校（通称 N A F I C : ナフィック）」との連携のもと、すばらしい眺望の場所に地元食材を活かして「食」と「泊」を売り出すオーベルジュなどの整備を促進するとともに、それらのネットワーク化を推進します。また、農林業を体験できる農家民宿をはじめ、美

味しい郷土料理など地域の魅力を楽しめる特色のある宿泊施設の整備を支援するなど、特色ある食と宿泊施設などの整備を推進します。

多様なスポーツ施設としては、当地域の地形や地域ならではの自然資源・自然環境を活かしたカヌーやサイクリングなどアウトドアスポーツで地域との交流を図ることにより、魅力に親しみ楽しむことができる施設の整備を促進します。また、京都府、和歌山県と連携し、広域的な自転車道を整備することにより、自転車によるスポーツツーリズムを促進し、サイクリストと地域とのふれあいの場づくりによる地域活性化を図ります。

当地域は、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、道路交通網の整備の遅れが見られますが、全国屈指の歴史的資産や豊かな自然環境など、当地域が誇る地域資源を活かした観光振興を促進するために、国道309号、主要地方道大峯山公園線などの主要な観光地へのアクセス道路の整備を進めます。また、道路案内標識における「英語」表記の改善や、交差点名標識への観光地の名称表示、高速道路ナンバリングなど、外国人観光客を含むすべての人にわかりやすい道案内の推進を図ります。

イ 観光イベント等の開催

当地域が有する自然・歴史・文化などの魅力について積極的に情報発信を行い、誘客と周遊を促進します。

また、紀伊半島振興対策協議会による広報活動や「道の駅」の活用等による地域特産物、観光情報などの提供を積極的に進めます。特に、首都圏、東海道新幹線沿線地域、関西圏等における当地域への関心層を広め、宿泊客誘致に繋げるため、交通事業者と連携した誘客プロモーションや、SNSを活用した観光情報の発信を強化します。県内や近畿府県から当地域への訪問を促すため、道の駅等において、観光情報の提供や市町村等と連携したイベントを実施します。また、首都圏や関西圏等における当地域への関心層を広め、宿泊客誘致に繋げるため、交通メディアの活用やプロモーションイベント等による観光情報の発信を強化します。

ウ 国際観光への対応

全国的にも訪日外国人観光客数は順調に伸びており、奈良県を訪れる外国人観光客も今後一層増加するものと見込まれています。一方、外国人観光客は奈良公園周辺を中心とした北部地域に集中しているため、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、魅力的な観光資源を多数有する当地域への周遊・滞在を促すための取組をより一層推進します。

まず、当地域の観光地としての認知度向上を図るため、当地域が有する

魅力的な観光資源について、外国人観光客向けの多言語観光パンフレットを作成します。また、イメージ写真や映像を用いたビジュアルで惹きつける観光 Web サイトや SNS の活用した情報発信を行います。

海外旅行会社へのセールス活動や海外商談会への参加等により、海外旅行会社による当地域へ来訪する旅行商品の造成を促進します。また、トラベル系雑誌社など海外の有力メディア等へのセールス活動を実施することにより、当地域の海外での露出を増やしていきます。

さらに、海外からの個人旅行者をターゲットに、海外の宿泊予約サイトを運営する事業者（オンライン・トラベル・エージェント）と連携したプロモーションを実施し、当地域への誘客及び宿泊促進を図ります。

併せて、観光地などにおける多言語対応やキャッシュレス対応といった受入環境の向上を図ります。

3 就業の促進

当地域において、雇用機会の不足に対応するため、異業種間や地域間の連携をさらに深めて地域の活性化やビジネス創出の旗振り役（地域のリーダー）となる人材を育成するプログラムを継続的に実施し、若者にとって魅力を感じる良質な雇用機会の創出を図ります。

農家民宿の開業支援、農林業に係る技術・知識習得のための研修等、就業相談等の就業への支援を行います。

起業・創業を促進し、またその後の事業を長く継続できるよう、（公財）奈良県地域産業振興センター、奈良県よろず支援拠点、各商工会議所・商工会等の支援機関と連携し、課題や相談内容に応じた支援を実施します。また、起業に要する経費の一部を補助する起業支援金の交付や専門家による個別の相談支援、創業する場合に利用できる有利な資金を確保します。

京奈和自動車道御所 I C 周辺に、御所 I C 工業団地を造成するとともに、県内の遊休地を含め産業用地の情報収集に努め、企業立地促進補助金などの支援制度を活用した企業誘致を促進します。

4 水資源の開発及び利用

（1）水資源確保対策

当地域は、豊富な水量と清流に恵まれた河川を有する地域であり、農業用水及び都市部の水需要を賄う水源地域です。水資源の安定的な供給を図るため、自然環境の保全及び水源地域における住民生活の安定と地域の振

興に配慮しながら、水資源の安定的な確保と適正な利用に努めます。また、健全な水循環の構築に向けて、森林の保水機能の維持・回復に努めるなど保水力の向上を図るとともに、景観や環境に配慮し、水質の保持に努めます。

(2) 水資源の利用

当地域では、吉野川流域の豊かな水量を利用して、大和平野に農業用水や上水道を分水しており、奈良県の重要な水源地の役割を担っています。一方、熊野川流域では、多くの発電用ダムが整備されており、水資源が水力発電に利用されています。

水道事業については、地域住民の生活の安定を図るため、地域の特性に応じた持続可能な水道事業運営に向けた取組や水道未普及地域の解消に向けた取組を進めます。

5 生活環境の整備

森林と水を守りつつ、人と経済の循環を高め、持続可能な地域社会を形成していくため、生活環境の整備を推進していきます。若者をはじめ住民の定住を促進するとともに、交流により訪れる都市住民と共に真に豊かさが実現できる快適な環境づくりを目指します。

(1) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

当地域の清澄な水質を保全し、快適な生活環境を確保するため「奈良県汚水処理構想」に基づき、吉野川流域下水道の適切な運営管理や公共下水道事業を引き続き推進するとともに、農業集落排水施設、浄化槽等による地域の実情に応じた汚水処理を推進します。

快適な生活環境を確保するために必要となる水道施設の整備について、人口減少などによる水需要の減少や施設の老朽化／耐震化対策等の課題に対応するため、上水道エリアでは、奈良県広域水道企業団による整備に取り組みます。

また、特に過疎化の進行する簡易水道エリアでは、小規模分散型の水供給システムの検討等を含め、地域の特性に応じた簡易水道事業の持続に向けた取組を進めます。

市町村が整備するごみ処理施設・し尿処理施設などの一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進に向けた施設整備の推進を図ります。

(2)公園等の整備の推進

当地域は、地勢上の制約もあり生活環境の分断を余儀なくされている地域が多いため、公園などのあり方を検討し、地域住民の交流を促進する場としての活用を図り、さらには、地域外との交流を通しての地域活性化を図ります。

加えて、オープンスペースの少ない地域においては、防災機能を発揮する貴重な場としても活用できるような公園などの整備も図ります。

(3)住宅関連対策

当地域では、持ち家が多く敷地面積、床面積とも県の平均を上回っているものの、人口減少や高齢化が進行するなかで、単身・夫婦のみ世帯の割合が増加し、空き家や空き建築物の増加による住環境の悪化が懸念されます。このため、集落の維持・活性化のための集落機能の見直しや集約化、U I J ターンの受け皿づくりなどの検討を進めることにより、均衡ある地域の発展を支える住環境の整備を進めます。

地域の高齢化やU I J ターンに対応する質の高い住宅整備を行うとともに、居住環境の整備改善を図るための空き家や空き建築物の活用を支援します。また、基幹産業である林業の振興を図るため、県産材を建築用材として利用するなど、住宅産業との連携を深め地域の活性化を図ります。

空き家や廃校等を活用して移住体験住宅や移住者支援住宅、チャレンジショップ、シェアオフィスなどの施設整備を実施する市町村に対して、モデルプランの作成や施設改修にかかる費用を支援し、二地域居住や移住の受入を促進します。

(4)生活サービスの持続的な提供

地域コミュニティの機能向上を図るため、まちづくり協議会など地域の様々な構成主体が協働して地域課題の解決や新たな施策・事業を協議する場づくり・組織づくりを支援します。さらに、地域活性化のため「地域おこし協力隊制度」などを活用して、意欲のある都市住民の移住を進めます。加えて、定住及び交流を促進するため、地域安全対策の充実を図り、地域住民が安全で安心して暮らせる地域環境を確保します。

地域消防については、平成 26 年 4 月に管轄人口約 90 万人の奈良県広域消防組合が発足により、広域消防体制の整備が図られ、令和 3 年 4 月までに通信部門の統合や会計の一本化（財務統合）など完全統合されました。引き続き、消防団の装備の充実、団員の資質の向上等に努めながら、消防体制のさらなる活性化を図ります。

地域住民の安全と安心のよりどころとなり、住民の身近な不安を解消する活動を行っている交番・駐在所については、施設の更新の際に地域住民、観光客等の利便性の高い施設へ建替を進めます。

地域住民などによる自発的な地域安全のための活動を支援する体制などの充実を図るとともに、交通安全教育や広報啓発活動の推進、交通安全施設の整備を進めるなど生活の安全を確保するための環境整備を図ります。

6 医療の確保等

当地域の住民が、将来にわたり良質な医療を受け、健康で安心な生活を保てるよう、限りある医療資源で「断らない救急の実現」をはじめとする急性期からリハビリ・療養までの切れ目のない医療提供体制を構築することが重要です。

(1) 医療の確保を図るための対策

将来にわたり当地域の医療提供体制を安定的に維持するため、県と五條市・吉野郡全町村を構成団体として南和広域医療組合を組織し、急性期を中心に担う南奈良総合医療センターと、回復期・慢性期を中心に担う吉野病院・五條病院により、地域の多様な医療ニーズに対応していきます。

また、奈良県ドクターヘリの効果的な活用を行うとともに、三重県、和歌山県との相互応援協定に基づき3県のドクターヘリを相互に利用することにより紀伊半島における広域救急医療体制の充実を図ります。

さらに、地域の実情や医療需要を勘案し、複数の医師によるグループ診療（複数医師が診療を担当）やオンライン診療も含めた多様な組み合わせにより、適切なへき地医療体制を確保するとともに、複数の病気の管理が必要な高齢者に対応するため、幅広い診療能力を備えた総合診療専門医等の養成・確保を行います。

7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等

当地域では、介護施設、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所などの社会的資源が少ないことから、必要ときに必要なサービスを地域で受けることができるよう、介護サービス及び障害福祉サービスの確保等を図っていきます。

(1)介護サービスの確保等を図るための対策

介護サービスを持続的・安定的に提供するために、各市町村の将来的な介護サービス見込み量に基づき、適切な提供体制を維持することにより、必要な施設・在宅サービスの確保に取り組みます。

また、若者世代を含めた求職者への介護の仕事に対する理解促進と魅力の発信、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保、関係団体との協働連携、福祉人材センターの利便性の向上、介護サービスに関する知識及び技術の習得促進、外国人介護人材の受入環境の整備等を通して、従事者の確保・育成・定着を図ります。

さらに、良好な福祉・介護職場づくりに取り組む事業所を認定する「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の普及及び介護現場におけるハラスメント対策等に取り組み、働きやすく、魅力的な介護職場づくりと介護人材が活躍できる仕組みづくりを推進します。さらに、介護ロボット等のテクノロジーの導入による業務負担の軽減や業務効率化等、介護現場における生産性の向上を促進します。

(2)障害福祉サービスの確保等を図るための対策

障害支援区分認定に関わる認定調査員、市町村審査会委員、意見書記載医師の資質向上を図るとともに、サービス等利用計画等をふまえた公平かつ適正な支給決定が行われるよう、市町村に必要な助言を行い、障害福祉サービス等を適切に提供していきます。

さらに、施設・事業所等に対して、社会福祉事業の適正な運営、サービスの質の確保及び各種給付の適正化がなされるよう、指導監査体制の充実を図り、効果的な指導監査を行います。また、奈良県福祉・介護事業所認証制度を通じた事業所の人材育成や就労環境の整備、若者等に対する福祉・介護の仕事の認知度の向上やイメージアップのための情報発信、福祉人材センターにおけるきめ細かなマッチングや職場体験の実施等に取り組み、従事者の確保・育成・定着を図ります。

こういった取組により確保した従事者の働く場となる障害福祉サービス事業所等の創設やバリアフリー化等の施設整備について、必要な予算の確保を国に要望するなど支援を行います。

併せて、障害福祉サービス事業所等に対して、職員の資質向上のための研修実施や事業運営に必要な情報の積極的な提供などにより、障害福祉サービス等の充実を図ります。

8 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進

当地域の高齢化率（令和2年）は40.4%であり、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期を迎える令和22年には56.1%になると推計されており、今後、介護や医療を必要とする方のさらなる増加が見込まれます。たとえ介護が必要になっても、地域の実情に応じて、高齢者が尊厳を保持し、生活の質の維持・向上を図りつつ、可能な限り住み慣れた地域で安心してその有する能力に応じて自立した日常生活を営み暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

また、児童福祉分野でも地域の中で子どもが健やかに育ち、安心して生活できる社会づくりをめざして、体制の充実に努め、より暮らしやすい環境の整備を図ります。

(1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

高齢者やその家族等が地域において自分らしく安心して日常生活を営むため、単なる「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係でなく、誰もが役割を持ち、お互いに助け合う関係が成り立つ、支え合いの地域づくりを推進し、多様な生活支援サービスの充実に努めます。

また、たとえ介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、医療と介護が連携し一体的に提供される仕組みと、住まい、介護、病院（急性期、回復期、慢性期）、在宅医療等が繋がり、医療と介護が循環的に提供される仕組みづくりを推進します。

加えて、急速な高齢化の進展に伴い、認知症の方が増加している現状から、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、国で策定された「認知症施策推進大綱」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の方にやさしい地域づくりと適時・適切な医療・介護等の提供を行うことで、認知症施策を推進します。

さらに、誰もが生涯を通して健康で自分らしく心豊かに暮らすことで、健康寿命を男女とも日本一になることを目指して、介護予防、健康づくりの取組を推進するとともに、地域活動へ積極的に参加できる機会等を創出し、高齢者が生涯活躍し続けられる社会づくりや生きがいづくりを推進します。

(2) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を行う、

児童福祉と母子保健の機能を有する「こども家庭センター」の市町村における設置を促進します。

併せて、世代間交流や地域間交流を促進するとともに、主任児童委員や民生・児童委員による地域に密着した子育て相談・支援体制の整備を推進します。

また、すべての子育て家庭が個々のニーズに応じた子育て支援策・制度を利用できるよう、市町村と連携し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の着実な実施と質の向上に取り組み、安心して子育てができる環境づくりの促進を図ります。

障害者福祉については、障害のある人が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らすことができるよう、グループホーム等の住まいの場の確保・充実や生活環境の整備に努め、相談支援、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等障害福祉サービスの充実を図ります。特に、社会的資源の少ない当地域における重症心身障害児(者)及び医療的ケア児(者)の支援については、身近な地域においてレスパイトを実施できる体制づくりを進めます。

さらに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、多種多様な障害特性の県民理解を図り、障害のある人の自立と社会参加を支援します。

9 教育及び文化の振興

(1) 地域振興に資する多様な人材の育成

当地域を訪れた観光客の満足度を高めるため、外国人観光客に対するおもてなし力を向上させるための通訳ガイドを対象とした研修の取組を支援します。

高等学校教育では、郷土奈良の伝統・文化・自然を教材とする学習「奈良TIME」を全ての県立高校で実施しているところですが、今後「郷土学習の手引」の内容を追加して作成するなどし、小中学校における郷土教育を推進します。

(2) 教育・文化施設等の整備

当地域における良好な教育環境の確保と教育条件の整備を図るために、教職員の定数や学級編制基準の改善、校舎などの整備を推進します。特に、小規模校における教育条件の改善に努め、専門的な教科指導の充実、校舎

の改築、学校給食の充実、体育施設等の整備を推進します。

また、高等学校への進学に対応するために、県立高等学校総合寄宿舎、併設寄宿舎の施設の整備充実を努めます。学校統合などに伴う通学費の増加による保護者の負担を軽減するため、小・中学校に遠距離通学を行う児童・生徒への通学費支援を実施する市町村に補助します。

地域と連携して県立高校の特色化を推進します。また、全国から当地域に生徒が集まる魅力ある高校づくりを推進し、卒業生が地元企業に就職する等、当地域の振興に貢献できる人材を育成します。

今後も、高度な情報・通信の進展が一層見込まれます。教員の指導力向上を図る研修の実施等により、デジタル学習基盤の活用を前提とした新たな時代にふさわしい教育を推進し、職業教育及びへき地教育の充実を図ります。教育施設等の整備やデジタル学習基盤を積極的に活用することにより、質・量ともに充実した教育が行える教育環境を整備する方策についてさらに検討を進めます。地域住民の自主的な文化活動や社会教育活動などの拠点となる各種施設については、市町村等のニーズをふまえ、必要とされる施設の内容や環境整備のあり方を検討します。

既存施設の活用については、文化イベントの開催やコミュニティ活動を活性化させるなど、ソフト面での充実に加えて、施設の利用などを広域的に提供することにより、周辺地域の住民や都市住民等との相互利用を促進し、有効な施設活用が図られるよう配慮します。

また、こころ豊かに暮らすことができるよう、あらゆる世代の学びの機会について充実を図ります。一人ひとりが個性や年代に応じて自由に学習する機会が選択できる環境づくりを進めるとともに、地域の学習拠点となる社会教育関連施設の特色を生かしつつ、生涯学習、社会教育の充実を図り、地域課題の解決を担う人づくりを進めます。

(3) 地域文化の振興

当地域は、吉野・大峯などの山岳宗教文化や南朝などの歴史的遺産等が豊富に存在している「歴史の宝庫」ともいえるべき地域であり、世界遺産にも登録されている地域です。こうした風土の中で、人びとのくらしと関わって生まれた伝統的な文化や芸能、技術などの民俗文化が数多く残されており、地域への誇りと愛着を生み出す貴重な資産となっています。

この地域特性を生かし、文化性の高い環境づくりを進めるために、伝統文化、伝統芸能、伝統工芸技術などの担い手育成等を支援するとともに、記録保存に努めます。また、文化施設のソフト・ハード機能の充実や文化施設間のネットワーク化など文化創造のための環境整備を進めるため、地

域文化に親しむ機会を拡充するとともに、地域の情報発信を促進し、地域の伝統文化の継承など文化イベントの実施や、文化芸術活動等の取組を支援します。

1 0 自然環境の保全及び再生

当地域は、優れた自然環境に恵まれており、地域住民の快適な生活環境の一部であるとともに、訪れた人々が快適でゆとりやこころの豊かさを実感できる格好の場でもあります。自然と美しい景観は、健全な姿のまま将来に引き継いでいかなければならない国民共有の貴重な財産です。このため、適正な利活用を図りつつその保全に努め、自然との共存を図る必要があります。

さらに、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するために、公害の防止に努めます。

(1) 環境の保全と活用

環境にやさしい社会づくりの推進に向け、行政、事業者、県民等の各主体が積極的な連携、協力のもと取組を進めるための環境づくりの指針「奈良県環境総合計画」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を推進します。

また、県自ら地球温暖化対策の率先行動として「奈良県庁ストップ温暖化実行計画」を策定し、その計画に基づき、県民等に向けた「率先垂範」活動として温室効果ガス削減に向けた取組を促進します。

さらに、大気・水・土壌などの保全を図るため、引き続き地域環境の常時監視、情報の収集等に努めます。

当地域における自然公園、自然環境保全地域などの優れた景観地及び保護を必要とする地域については、生物多様性の保全とその持続可能な利用の観点もふまえ、その保全と適正な利用を図ります。

一方、森林環境の保全については、これまで、「森林環境税」による施策を展開していますが、森林生態系の保全や森林の持つ公益的機能が高度に発揮されるよう「新たな森林環境管理」を引き続き進めます。

また、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）をはじめ循環型社会推進の取組を追求することにより、令和5年3月策定の「奈良県廃棄物処理計画」に定める「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」に努めます。

1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

本県では、「奈良県脱炭素戦略」において、2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出実質ゼロにする脱炭素社会の構築を目指すことを掲げ、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。当地域は、地勢的要件と系統制約上の理由から、水力発電及び風力発電を導入するには限界があります。このため、主に太陽光や小水力等を軸とした再生可能エネルギーのさらなる利活用が重要です。特に小水力発電の導入ポテンシャルが高い当地域では、未利用小水力の活用(地産地消)にチャレンジする必要があります。

また、今後、豪雨災害等のさらなる頻発化・激甚化などが予測され、レジリエンスの向上(緊急時のエネルギー対策)がより重要となります。

(1) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

太陽光発電については、設置が容易である家庭での導入を促進し、事業所においても導入を進めます。

また、当地域における豊富な水資源を活かし、小水力を活用した電力の地産地消と非常用電源の確保を可能とするモデル地域を創出します。

加えて、森林を活用した循環型社会システムの構築のため、発電や熱利用等、木質バイオマスエネルギーの利活用の拡大を図ります。

(2) 環境保全と再生可能エネルギー導入の両立

県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資するため、「奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」を令和5年10月1日に施行しました。当地域において、国、県、市町村の関係法令等及び本条例を遵守し、地域環境と調和等に配慮しながら太陽光発電の導入を促進します。

(3) 再生可能エネルギー等を活用した緊急時のエネルギー対策

避難所や災害拠点施設での非常用電源整備等の支援を行うなど、避難生活や災害時の活動に必要なエネルギーの確保を図ります。

豊富な水資源を活かし、小水力を活用した電力の地産地消と非常用電源の確保を可能とするモデル地域を創出し、当地域におけるエネルギー確保に取り組みます。

1 2 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 国内及び国外との地域交流の促進のための方策

当地域の自立的発展のためには、住民が自らの地域を再認識し、地域資源の価値を再発見することや地域外との人、モノ、情報の交流が必要です。当地域の文化遺産は、住民が誇りと愛着をもてる地域づくりのための貴重な資源であることから、保存・継承の取組の推進や、住民自らが資源の掘り起こしや創出・活用を通じて交流するための支援を行います。

また、当地域の自立に向け、住民参加による地域の自主性・主体性を活かした魅力的な地域づくりや、そのための人材育成を支援します。

さらに、地域の活性化を図る多様な交流を促すためには、交通通信基盤の整備が不可欠であり、地域内の道路ネットワークの形成や、道の駅などの情報通信基地を利用した情報ネットワークの整備や観光交流に必要な拠点施設の整備や利用者の利便を考慮した観光案内標識や利便施設の整備を進め、都市部との交流・連携を図ります。

地域それぞれの観光資源を活用した取組や地域間での連携した取組を支援することにより、地域とともに観光における課題解決を図り、地域間の交流を活発化させています。

また、地域の魅力を発信し、当地域への認知・関心を高めるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される歴史・文化資源や、森林、水源、温泉など当地域が有する自然環境を活かした旅行商品の造成を促進し、体験型の観光コンテンツ等の開発を促進します。

また、奈良県ビジターズビューローにおいても、県内各市町村・観光協会、宿泊施設、民間事業者等と連携した旅行商品の造成や情報発信を積極的に行います。

県内の市街地に居住する住民だけでなく、広く都市部の住民が農山村を体験・観光する適地として農山村体験施設や直売所等を活用した、都市と農山村交流の取組を進めます。また、農林業農山村体験に関する情報を市町村と提携し、ホームページなどで発信します。

地元市町村や住民と協働した交流スポーツイベントとして、トレイルランニングイベントを継続して実施していきます。また、カヤック、サイクリング、トレッキングを組み合わせ自然の環境を遡る環境スポーツイベントの開催を目指します。また、当地域の地形や地域ならではの自然資源・自然環境を活かしたカヌーやサイクリングなどのアウトドアスポーツイベントの開催支援や地域へアスリート等を派遣してスポーツの楽しさを啓発するなど、地域でも同様の取組を自主的に実施できる環境づくりを支

援します。また、当地域の施設や自然を活用し、スポーツ選手などの自主トレや合宿を誘致します。

文化振興としては、人々や地域が交流することにより、文化活動がより活発化し、新たな文化の創造につながるよう、音楽祭開催や音楽家の活動支援事業の実施、公募美術展開催などに取り組みます。

さらに、駅などから観光地までの直行バスの運行や、路線バス利用者に対する補助等により、観光客の南部地域へのアクセスを支援します。また、主要な観光地への良好なアクセスを確保するための道路整備を推進するとともに、観光地間の周遊促進、観光地内の回遊促進を推進します。

三県広域の連携推進としては、紀伊地域は、台高山脈、大峰山脈、伯母子岳などの急峻な地形により県境が分断されており、行政区域を越えた広域的な連携が妨げられている状況にあります。今後、紀伊地域が共に発展を遂げるためには、市町村間の連携はもとより、県境を越えた広域的な連携を一層推進するとともに、紀伊地域を一体的にとらえた事業への取組が重要です。このためには、県境を越えた市町村間の取組についての支援策及び3県が共同して取り組むべき事業等や、その推進体制について検討を行います。

また、紀伊地域は、関西圏においても一体的にとらえられているので、この地域の豊かな歴史・文化・自然資源などを生かして関西の魅力の向上に貢献することが期待されており、関西圏の全体的な視点に立って事業展開することを目指します。

1 3 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに、関係者間における緊密な連携及び協力

移住、定住の推進としては、子育て世代を中心に、都市部から当地域への移住を検討する方々に地域の魅力を感じてもらい、実際に移住してもらうための取組を進めます。

具体的な取組としては、県と市町村のワンストップ窓口の連携強化を図るとともに、東京のふるさと回帰支援センターと大阪のふるさと暮らし情報センターに移住コンシェルジュを配置して移住希望者の相談対応、情報発信に取り組むほか、移住・就労セミナーや移住フェアへの出展等プロモーションを充実・強化します。

県と市町村による「奥大和移住・定住連携協議会」において、SNSなど様々な媒体を活用した奥大和地域の情報発信や首都圏でのセミナー、ワークショップイベントを開催し、当該地域に触れるきっかけ作りを行います。

移住者と地域のミスマッチを解消するため、奥大和の暮らし、地域の人々との関わり、地域の課題などを体験するための地元密着型のホームステイプログラムを実施します。

また、多様な働き方や暮らし方を可能とする二地域居住や関係人口の増加を図るため、10代から20代の若年層の興味関心を引き出す機会を設けるとともに、将来の担い手となる人材の育成・確保に資する取組を進めます。

地域課題やまちづくりに関心を持つ都市部の大学生を対象に、奥大和の仕事と暮らしながら奥大和地域内の事業者と交流する体験プログラムを実施し、関係人口の創出及び中長期的な人材確保を図ります。加えて、市町村職員の人材確保や育成についても取り組みます。

雇用機会の不足に対応するため、異業種間や地域間の連携をさらに深めて地域の活性化やビジネス創出の旗振り役（地域のリーダー）となる人材を育成するプログラムを継続的に実施し、若者にとって魅力を感じる良質な雇用機会の創出を図ります。

1.4 半島防災のための施策

(1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

当地域は、地勢的条件により、地すべり地帯、急傾斜地等が数多く所在することから、地域振興を図るうえでの基礎的な条件として、災害防止対策等を講じます。

吉野川（紀の川）直轄区間をはじめ、県管理河川についても、治水上の安全性の向上を図るために、周辺の自然環境を活かしながら緊急度に応じてその改修事業を進めます。土砂災害については、奈良県土砂災害対策整備計画に基づき、土砂災害特別警戒区域内の避難所や緊急輸送道路等の保全対策のほか、老朽化対策等につき計画的・重点的に進めます。

また、森林の保全と適正な管理に努め、山地災害の未然防止に努めるとともに、森林の水源かん養機能の強化を図ります。

これら土砂災害対策の推進と山地災害の予防と復旧としては、一瞬にして尊い人命や貴重な財産を奪うなど、甚大な被害をもたらす土砂災害を防止するため、砂防、地すべり対策及びがけ崩れ対策を進めるとともに山地災害から安全で安心な暮らしを守る山崩れ対策を進めます。

当地域には依然として災害に対して脆弱な道路が多数存在しており、発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を強化するため、紀伊半島アンカールートの早期整備を推進するとともに、橋梁の耐震補強や道路の法面对策等を推進し、緊急輸送道路をはじめとし

た道路の防災基盤の整備に取り組みます。また、当地域への交通アクセスを確保するため県域を越えた迂回路を設定するなど、ソフト対策も活用しながら、道路の防災・減災対策を効率的・効果的に進めます。

河道整備としては、河道の適切な流下能力を確保し、洪水による災害に対する安全性の向上を図るため、吉野川（紀の川）の整備などを推進します。また、熊野川流域においては、紀伊半島大水害により大規模な土砂崩壊、計画規模を超える洪水が発生したことから、国、三重県及び和歌山県と連携して、洪水対応等危機管理として上下流一貫したハード対策及びソフト対策の総合的な治水対策を進めます。

災害に強い森林づくりでは、森林の持つ水源かん養や国土保全といった機能を維持、増進するため、適切な森林の整備、保全に取り組みます。

（２）防災体制の強化

中央構造線断層帯などの内陸型地震はもとより南海トラフ巨大地震などの海溝型地震であっても、震源が陸地に近い場合は、甚大な人的・建物被害等が発生し、特に、山間部では、土砂災害による孤立化が懸念されるなど、県民生活に大きな影響を与えることが予想されます。また、当地域における直接的な被害が少ない、震源が陸地から遠いケースの海溝型地震の場合でも、ライフラインの供給障害により県民生活に大きな支障が生じることが懸念される所です。紀伊半島大水害では、豪雨による土砂災害や浸水による被害も経験した所です。したがって、当地域においては、バランスのとれた「自助」・「共助」・「公助」による防災共同社会を実現し、安全・安心の奈良県づくりを目指した防災対策が必要です。

このため、地域防災計画の実行計画の機能を併せ持った「国土強靱化地域計画・アクションプラン」を策定し実践的・効果的な防災対策に取り組むとともに、事前防災として地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活性化、企業防災の推進、災害ボランティアの育成等に積極的に取り組みます。

また、「改正災害対策基本法」や「奈良県地域防災計画」の見直し等をふまえ、市町村が行う地域防災計画の見直しを支援します。

紀伊半島の防災力向上に向けて、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時に、県内はもとより津波による甚大な被害が想定される沿岸部を有する近府県への支援にも対応するため、消防学校を併せて一体整備する南部中核拠点等、県の広域防災拠点の整備に取り組みます。

災害に強い情報ネットワークづくりとしては、災害時においても情報通信が途絶しないよう、情報ネットワークを強化するための基盤整備を進め

ます。

また、地震災害による建築物の倒壊を未然に防ぎ、住民の生命、身体及び財産を守るため、既存木造住宅の耐震化に取り組みます。

加えて、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画の策定支援、ごみ焼却施設の整備支援を行うとともに、迅速な災害廃棄物処理に向けた教育・訓練の実施と市町村支援体制の整備に取り組みます。

さらに、緊急時に備えた自立・分散型エネルギーの普及に取り組むとともに、エネルギーの地産地消や、地域振興にもつながる多様な再生可能エネルギー等の普及拡大に取り組みます。

紀伊半島大水害により学んだ貴重な教訓を次世代に継承していくため、防災教育や啓発を推進するとともに、紀伊半島大水害により被災したインフラの復旧を引き続き推進します。

さらに、「公助」だけでなく「自助」「共助」も連携して高めることが重要であることから、自主防災組織の活性化を図るなど、地域防災力の底上げを目指します。

加えて、災害発生時の混乱を回避し、被害を最小限に止めるためには、関係機関及び地域の住民が緊密な連携を保ちながら迅速かつ適切な行動を行うことが必要であるため、防災訓練を実施し、災害に即応できる体制の確立に努めます。

なお、当地域においては、三重県・和歌山県との3県で円滑な応援活動に資するため、紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定を締結し、応援体制を確保していますが、これに基づき合同訓練などを実施しています。

半島防災施策に関する KPI（重要業績指標）については、国土強靱化地域計画を参考とする。

1 5 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

当地域において、国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等には、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることを考慮し、他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定や福祉の向上に係るサービスの享受ができるようにする必要があります。このような感染症が発生した場合等に備え、「奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく必要な準備を行いながら、事業者や県民等に対しても適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨するなど、同計画等をふまえた平時からの準備を進めます。

1 6 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

過疎化・高齢化の進展による人口減少が続く当県の紀伊半島地域において災害時に道路の寸断による集落の孤立などの災害リスクが高い場所に住まわれている方も多く、このような集落では生活サービスの持続的な提供が維持できなくなりつつあります。

地域を構成する最も基礎的な日常生活圏域である集落の現状や取り巻く環境、人々の動きなどを総合的に把握し、この地域で暮らし続けていくための集落対策のあり方や、災害時に道路の寸断による集落の孤立などの災害リスクが高い場所に住まわれている方に安全な空間の提供等の支援をしています。